



警告 建築基準法施行令を遵守してください。

■ 確認事項

エレベーター据付 着工時までの処置事項	●昇降路の壁面は図面どおり完成していること。 ●乗場の開口部が図面どおり開いていること。 ●基準墨・仕上墨が出されていること。 ●昇降路頂部のフックもしくはトロリービームが施工されていること。 ●鉄骨構造の場合、取付部材が施工されていること。 ●工事用電源が供給されていること。 ●仮設電源（動力・照明用）が用意されていること。（本設電源配管経路で引込み願います。） ●ピット内の防水工事および排水・清掃が完了していること。 ●昇降路への雨水侵入防止対策が完了していること。 ●機材の搬出入経路、昇降路周辺から、足場・パネル類や建材等が撤去されていること。 ●エレベーター機器の搬入に支障のない経路が確保されていること。
監督官庁の 検査確認事項	●不必要な開口部・駄目穴がなく、型枠用材等が放置されていないこと。 ●乗場床・三方枠周辺の仕上げが完了していること。 ●動力電源・照明電源は本設電源であること。 ●インターホン工事が完了していること。 ●鉄骨構造部分の耐火被覆、PC板等の継ぎ目処理が完了していること。 ●昇降路内にエレベーター関係以外の配管、その他の機器が設置されていないこと。

■ 検討事項

機器の搬入経路について	●巻上機など重量物および大形状のものが 있습니다。搬入経路、搬入時期を事前に検討してください。
急行ゾーンがある場合の 非常時救出口について	●人荷用エレベーター計画の際、運行階に出入口が無い階床（急行ゾーン）がある場合、昇降路救出口を10m以下の間隔で設置してください。救出口の戸は、開口部の幅が0.75m以上、高さは1.2m以上の自閉式とし、防火区画の基準に適合したもの（防火設備）を使用してください。

■ 浸水対策

浸水対策	●台風や河川の氾濫等により、浸水の恐れのある地域に設置を計画される場合は、機械室あり（巻上機がピットにない）をご検討ください。（別途、弊社担当者にお問合せください。）
------	---

■ エレベーターの管理業務に関する事項

維持保全および定期検査	●建築基準法で、エレベーターの所有者はエレベーターを常時適法な状態に維持すること、および年に一回所定の定期検査を受け、所轄特定行政庁にその結果を報告することを義務付けられています。また、労働安全衛生法で、一定の要件を満たすエレベーターは、管轄労働基準監督署へ設置届・報告が必要です。要件を満たした上で、積載量1,000kg以上のエレベーターについては、年1回、定期的に検査を受けなければいけません。
変更届	●エレベーターの所有者はエレベーターの修理や改造をしたり、ビル名が変更になった場合には、所轄行政庁にその変更届を提出しなければなりません。
休止届	●エレベーターの所有者は1年～2年の長期にわたり、エレベーターの使用を休止をする場合には、所轄行政庁にその休止届を提出しなければなりません。
廃止届	●エレベーターの所有者は、エレベーターを撤去廃止する場合には所轄行政庁に廃止届を提出しなければなりません。

■ 設置環境・使用環境

設置環境・使用環境 について	●爆発性ガス 爆発性ガスが発生する場所ではエレベーターの設置は不可です。
	●腐食性ガス 設置計画場所が、温泉地での硫化水素、工場、施設等での酸・アルカリなどの腐食性ガスの使用・雰囲気疑われる場合は弊社担当に別途ご相談ください。
	●設置場所標高 設置場所が標高1,000mを超える場合は別途お問合せください。
	●その他 その他、特殊な環境でエレベーターを計画する際は別途ご相談ください。